

# 徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 登録基準細則

(総 則)

第1条 本細則は、徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第3条に基づき、徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。

(基本基準)

第2条 登録可能と判断する基本的な基準（以下「基本基準」という。）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第2条に準ずるものとする。

(基本基準の適用範囲)

第3条 基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第3条に準ずるものとする。

〈必ず満たすべき運用ルール〉

基 本 基 準		必ず満たすべき運用ルール
分 類	個 別 基 準	
(1) 活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	定期的※1なスポーツ活動を2種類以上実施している。
	②多世代（複数世代）を対象としている。	○次の世代区分のうち、いずれか2区分以上の会員※2がいる。 (世代区分) A) 未就学児 B) 小学生 C) 中学生 D) 高校生（～18歳） E) ～29歳 F) ～39歳 G) ～49歳 H) ～59歳 I) ～69歳 J) 70歳～
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	○クラブマネージャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネージャー又はアシスタントマネージャー資格を有している。※3 ○定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者」という。）を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有す

		るスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3
	④安全管理体制を整備している。	○緊急連絡体制を整備している。※4
(2) 運営形態に関する基準	①地域住民が主体的に運営している。	○規約等※5、事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の所在する市町村の住民である(又は当該市町村の住民と当該市町村に隣接する市町村の住民を合算すると過半数である)。 ○非営利組織である。※6
(3) ガバナンスに関する基準	①規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	○規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
	②事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	○事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。

※1：定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。

※2：会員とは、年間で会費を払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。

※3：当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。

※4：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※5：規約・会則・定款を指す。

※6：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は、対象外。

#### (県協議会独自基準)

第4条 登録可能と判断する県協議会独自基準は以下の通りとする。

分類	独自基準	運用ルール
(1) 活動実態に関する基準	①活動拠点が確保されている。	○定期的に活動する場所を確保している。
(2) 運営形態に関する基準	①地域に開かれたクラブ運営をしている。	○地域住民に対して、クラブの活動内容の広報や会員募集を年間を通じて常時行っている。

#### (改正)

第5条 本細則は、県協議会総会の議決により変更することができる。

#### 附 則

本細則は、令和4年4月1日から施行する。

【参 考】

総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第2項の基本基準

〈基本基準〉

分 類	個 別 基 準
(1) 活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。
	②多世代（複数世代）を対象としている。
	③適切なスポーツ指導者を配置している。
	④安全管理体制を整備している。
(2) 運営形態に関する基準	①地域住民が主体的に運営している。
(3) ガバナンスに関する基準	①規約・会則・定款等（以下「規約等」という。）が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。
	②事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。

※意思決定機関とは、総会・理事会・運営委員会等を指す。